平成２７年（フ）第４４７７号
大阪市住吉区長峡町２番３号　住吉ペントハウス201号、前住所大阪市北区天満２丁目４番22―703号
債務者　片山依里子こと　片山依里子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３７号
大阪府池田市畑１丁目18番26号（202）
債務者　森園　昭彦
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５６４号
大阪府吹田市岸部北４丁目28番３号
債務者　河合　　勇
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５６９号
大阪府寝屋川市成田東町28番15―301号
債務者　上田　尚友
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７０号
大阪府守口市八雲西町１丁目39番６号ティアラ１―201号室
債務者　又川　雪絵
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８７号
大阪市旭区生江２丁目９番23号　ロイヤルコーポアサヒ302号
債務者　宮田屋こと　宮田　一政
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６３０号
大阪府枚方市牧野阪３丁目18番２―102号、前住所大阪府枚方市町楠葉２丁目２番９号
債務者　影山電気こと　影山　博樹
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７０号
大阪市平野区長吉長原３丁目14番14号ＣＯＺＹＣＯＵＲＴ101
債務者　木村　俊彦
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８８号
大阪市東淀川区大道南２丁目25番23号　トリヴァンベール203号
債務者　柏原　　愛
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７０２号
大阪市大正区三軒家東４丁目10番６号ネクサスサンゲンヤ202号
債務者　前田　敦史
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７０８号
大阪府池田市五月丘２丁目４番108―403号
債務者　廣田　和子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０２７号
大阪市大正区小林東３丁目１番14号　誠幸マンションＣ―３号
債務者　中村　郷美
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０１号
大阪市生野区林寺６丁目３番15号、前住所大阪市生野区巽南１丁目１番13号
債務者　三田淑広こと　金　　柄淑
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２８号
大阪市東成区中本３丁目16番11号　杉浦実業第３ビル307号
債務者　大塚　　愛
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９１号
大阪府寝屋川市緑町35番20号（105号）、前住所大阪府寝屋川市緑町35番21号
債務者　吉井　貞男（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３２４号
大阪府寝屋川市葛原１丁目20番８号
債務者　川原美智子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９０号
山形市松波４丁目５番１―303号　ネオハイツ県庁南
債務者　前田ノリ子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
山形地方裁判所民事部